

高知県青少年によるテレホンクラブ等 営業の利用を助長する行為等の規制に 関する条例

平成八年十月十八日 条例第四十一号
改正 平成十年十二月二十四日 条例第五十七号
平成十一年十月十四日 条例第四十四号
平成十四年三月二十九日 条例第二十七号

(目的)

第一条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、又は誘発する行為を禁止するとともに、必要な規制を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 六歳以上十八歳未満の者（配偶者のある女子を除く。）をいう。
- (二) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号。以下「法」という。）第二条第九項の店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項の無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (三) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等が記載された文書その他の物品であって、提供する役務の数量に應ずる対価を得て発行されるものをいう。

(青少年への利用カードの販売等の禁止)

第三条 何人も、青少年に利用カードを販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。

(自動販売機への利用カードの収納の規制)

第四条 何人も、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機に利用カードを収納してはならない。

- (一) 法第一条第一項の風俗営業（同項第八号の営業を除く。）同条第六項の店舗型風俗特殊営業又は同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
 - (二) 高知県青少年保護育成条例（昭和五十二年高知県条例第三十二号）第十二条第一項の規定に基づき指定された有害興行を行う場所
 - (三) 利用カードを販売する自動販売機の設置の届出等
- 第五条 自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、自動販売機を設置する場所ごとに、販売を開始しようとする日の十日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に

掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 自動販売機の設置場所
- (三) 自動販売機の型式及び製造番号
- (四) 販売を開始しようとする年月日
- (五) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき又は当該自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは、その日から起算して十日以内、公安委員会規則で定めるところにより、当該変更に係る事項又は廃止の旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第一号に掲げる事項及び青少年が利用カードを購入してはならない旨を表示しなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第六条 テレホンクラブ等営業を営む者以外の者は、次に掲げる方法でテレホンクラブ等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告又は宣伝をしてはならない。

- (一) 法第三十一条の第十三項及び第三十一条の第十八項において準用する法第二十八条第五項第一号の規定により広告又は宣伝が制限される区域又は地域（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）を表示すること。
- (二) 広告制限区域等において、人の住居にピラ等（ピラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下この条において同じ。）を配り、又は差し入れること。
- (三) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ピラ等を頒布すること。
- (四) 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にピラ等を配り、又は差し入れること。
- (五) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してピラ等を頒布すること。
- (六) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある方法

2 前項第一号から第五号までの規定は、テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が法第三十一条の第十三項において準用す

る法第二十八条第三項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む者の当該営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてピラ等を頒布する場合については、適用しない。

3 第一項第一号の規定は、広告制限区域等が定められた際テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が現に表示している広告物については、当該広告制限区域等が定められた日から一月を経過する日までの間は、適用しない。

4 テレホンクラブ等営業を営む者以外の者は、テレホンクラブ等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所について広告又は宣伝をするときは、公安委員会規則で定めるところにより、青少年が当該テレホンクラブ等営業を利用してはならない旨及び利用カードを購入してはならない旨を明らかにしなければならない。

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第七条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう、勧誘し、唆し、又は指図してはならない。

(違反者に対する指示)

第八条 公安委員会は、自動販売機により利用カードを販売する者が、この条例の規定に違反したときは、当該違反行為をした者に対し、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示をすることができる。

(現場における警察職員の措置)

第九条 警察職員は、第六条第一項又は第四項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(違反広告物の除却等の命令)

第十条 公安委員会は、第六条第一項又は第四項の規定に違反した者に対し、広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

(報告等及び立入り)

第十一条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機により利用カードを販売する者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を要求することができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、自動販売機の設置場所に立ち入ることができる。

3 警察職員は、前項の規定に基づく立入りをするとときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定に基づく立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第三条、第四条又は第七条の規定に違反した者
 - (二) 第九条の規定に基づく警察職員の命令又は第十条の規定に基づく公安委員会の命令に従わなかった者
- 第十四条 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

(一) 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(二) 第十一条第一項の規定に基づく報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同条第二項の規定に基づく立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十三条から第十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年一月一日から施行する。

(既存のテレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第三条第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「テレホンクラブ等営業を開始しようとする日の十日前」とあるのは「平成九年一月二十日」と、同項第四号中「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

3 前項の規定により第三条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、平成十年十二月三十一日までの間は、第四条第一項の規定は、適用しない。

(既存の自動販売機による利用カードの販売等に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードの販売を行っている者は、第七条第一項に規定する自動販売機により利用カードを販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始しようとする日の十日前」とあるのは「平成九年一月二十日」と、同項第四号中「開始しようとする」とあるのは「開始した」とする。

5 前項の規定により第七条第一項の規定による届出をした者の

当該届出に係る自動販売機への利用カードの収納については、平成九年三月三十一日までの間は、第六条の規定は、適用しない。

(既存の広告物に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業に係る広告物については、平成九年三月三十一日までの間は、第八条第一項の規定は、適用しない。

附則(平成十年十二月二十四日条例第五十七号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第六条第一号の改正規定(同法第十八条に規定するダンス教授等に係る)を「同項第八号の」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

附則(平成十一年十月十四日条例第四十四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成十一年十月規則第一一八号で、同十一年十一月一日から施行)

附則(平成十四年三月二十九日条例第二十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(広告及び宣伝の規制に関する経過措置)

2 この条例の施行の際テレホンクラブ等営業を営む者以外の者が現に表示しているこの条例による改正後の第六条第一項第一号に規定する広告物については、この条例の施行の日から一月を経過するまでの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。